
定 款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 TRUCK-ONE と称し、英文では、TRUCK-ONE CO., LTD. と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 自動車及び建設機械の売買並びに修理
2. 被牽引車、各種自動車用車体、各種コンテナの製造並びに車体への取付のための設計及び製作
3. 自動車部品の販売並びに修理
4. 自動車及び建設機械の賃貸
5. 損害保険代理業務
6. 陸送業
7. 自動車及び建設機械の輸出入
8. 冷蔵冷凍コンテナの販売並びに賃貸
9. 不動産及び物品のリース業とその斡旋
10. 航空機及び船舶の売買
11. 不動産の保有、売買、仲介、斡旋、賃貸及び管理
12. 株式の保有、売買並びにその他の投資事業
13. 古物の仕入並びに販売
14. 衣料用繊維製品、羽毛、紳士服、婦人服、子供服、肌着、身の回り品の輸出入並びに販売
15. 食料品、食品添加物、飲料品の販売及び輸出入
16. 医薬品、医薬部外品、健康食品、衛生用品、化粧品の販売及び輸出入
17. 家庭用電化製品、厨房設備機器、冷暖房機器及びそれらの部品の製造販売、修理及び輸出入
18. 自動車の運転代行及び自動車管理業務
19. 一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業
20. 貨物利用運送事業法に基づく第一種貨物利用運送事業及び第二種貨物

利用運送事業

21. 倉庫業及び倉庫管理業務
22. 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集、運搬、保管、処理及び再生業
23. 建築工事及び設備工事の設計、施工、監理、保守、請負並びに建築資材の販売
24. エステティックサロンの経営
25. 美容商品または美容機材等の輸出入、売買
26. 雑貨類、アクセサリ、装飾品、ジュエリーなどの輸出入、売買、製作
27. エステティックサロンのフランチャイズチェーン加盟店の募集並びに指導
28. 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を山口県下松市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載する方法により行う

(機関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第6条 当社の発行する株式の総数は、10,208,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(基準日)

第9条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い並びに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。
4. 当会社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。
3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
4. 退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

2. 取締役会の決議によって、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、顧問、相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査等委員である取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査等委員である取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法等)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2. 前条第 2 項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の権限)

第30条 監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務執行のため必要な権限を行使する。

(監査等委員会の招集)

第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、監査等委員会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく開催することができる。

(常勤監査等委員)

第32条 監査等委員会はその決議により、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規定)

第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第34条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第7章 計算

(事業年度)

第38条 当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

(剰余金の配当)

第39条 剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第40条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第41条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第27期定時株主総会終結前の監査役（監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条の定めるところによる。